

困ったなあに答えます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

私の遺産を息子ではなく、甥に相続させたいのですが…

私はまもなく80歳になります。父が81歳で亡くなつたので、そろそろ身辺整理をしておかなければと思つています。

8歳年上だった妻は、5年前に亡くなりました。性格が合わなくて別居が長く、離婚すべく調停を起こしたりしましたがうまくいかず、そうこうするうちに亡くなつたのです。子供はその妻との間に一人、どうしようもない息子がいます。

戸籍を見てもらうと分かりますが、まずは認知し、その後に妻と結婚しました。若い頃、軽い付き合いだった妻が「あなたの子供ができた、高齢なので産む」と言うので出産後認知し、

そのあと付き合つた女性の誰も妊娠しなかつたので、妻と結婚したのです。

大事に育てましたが、就職しても長続きせず、そのうちに、やれ投資だなんだと親にせびりだし、怒つて相手にしなかつたら、家に忍び込んで金庫を開け、現金を持ち出したことまであります。警察に行つたら、家庭内のことなのでと被害届を受け付けてくれず、悪知恵の働くやつな

事です。実は昔から疑つていたので今は確信しています。

遺産は不動産や預貯金、株ですが、顔も体つきも私には似ず、性格も違うし、私の子ではないと今は確信しています。

私は息子に一銭も渡さず、一人いるまつとうな甥に相続させようと思うのですが、どうすればできますか。

A 親子関係不存在、あるいは相続人からの廃除が認められれば可能です。

相続人はその息子さん一人、このまま何もしないでいると遺産はすべて息子さんのものになるのを止めたいのですね。

法的に考えられる方法として、一つは「親子関係不存在確認訴訟」があります。婚姻期間中の子供ではないので嫡出推定は働かず（嫡出否認の訴えは出生を知った時から1年）、この訴訟形態が可能です。ただ、DNA鑑定をして親子関係が否定されたとしても、数十年親子ではあるので、裁判所は「権利濫用」だとして申立てを認めてくれない恐れもあります。世の中には似てない親子は珍しくなく、本当に親子かもしませんし。

二つ目は、「推定相続人の廃除」です。自分に対する虐待や重大な侮辱、その他の著しい非行が要件で、裁判所が認めてくれれば相続人から外れます（民法892条）。これは、遺言中に「子○○を相続人から廃除する」旨記載し、その申立てを、やはり遺言中に記載する遺言執行者に委ねるという方法でも可能です。

いずれにしても遺言を作成しておかねばなりませんが、「全財産を甥○○に相続させる」と書いておかねばなりませんが、「全財

産を甥○○に相続させる」と書いても、ご存じのように息子さんは遺留分があり、1年内に遺留分減殺請求権行使すれば、甥から半分を取り戻すことができます。その点親子関係不存在ないしは廃除が認められれば、息子さんには遺留分もなくなり、全額が甥に行くことになります。ただ、息子さんに子供がいれば、子の廃除は孫には及ぶないので、ご相談者より息子さんがもし先に亡くなれば、代

